

社会福祉施設

概 要

社会福祉施設の概要

社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。
社会福祉施設には大別して老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。

社会福祉施設分類別施設数、定員数

分 類	施設数	利用者定員
総 数	(か所) 100,828	(人) 3,368,980
①経営主体分類		
公営	25,030	1,126,463
私営	75,798	2,242,517
②年齢別分類		
成人施設	66,707	1,135,402
児童施設	34,121	2,233,578

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（平成20年10月1日現在）
及び「介護サービス施設・事業所調査」（平成20年10月1日現在）

社会福祉施設の整備、運営のための費用負担

社会福祉施設の整備のための費用は、国及び地方公共団体の補助金のほか、特別地方債や独立行政法人福祉医療機構からの融資並びに公営競技の益金の一部等、公費及び民間の補助制度並びに自己負担部分についての貸付金制度等により賄われている。
社会福祉施設の建物の整備に要する費用に対する国庫補助に伴う費用負担関係は、原則、次表のとおりとなっている。

設置主体	費用負担者	国	都道府県 (指定都市、中核市を含む)	市町村	社会福祉法人等
社会福祉法人等		$\frac{50}{100}$	$\frac{25}{100}$	—	$\frac{25}{100}$

(注) 平成17年度より、高齢者関連施設等及び児童関連施設の整備については、従来の社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金から、それぞれ地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金に再編された。

平成20年度の整備方針においては、①入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等の木材利用の積極的活用を図るもの、②アスベストの除去等の整備を図るもの、③施設の耐震化の促進等を図るもの等に対して、優先的に整備を進めることとしている。

また、社会福祉施設の運営のための費用（措置費）は、施設へ入所（利用）または入所（利用）委託の措置をとった者が、次のとおり負担することとなっている。

なお、入所施設の場合は、入所者またはその扶養義務者に負担能力のある場合には、その能力に応じて費用の全部または一部を徴収することとなっている。

詳細データ①

施設の種別施設数と定員の推移

(各年10月1日現在)

施設の種類	施設数			定員		
	2006(平成18)年	2007(平成19)年	2008(平成20)年	2006(平成18)年	2007(平成19)年	2008(平成20)年
総数	96,286	98,702	100,828	3,286,332	3,330,283	3,368,980
保健医療提供施設	298	302	300	20,424	20,460	20,483
介護施設	183	188	187	16,919	17,158	17,062
更生施設	19	19	20	1,799	1,771	1,744
療養施設	63	64	60
授産施設	21	21	21	765	735	735
宿舎施設	12	10	12	941	796	942
老人福祉施設	44,432	46,344	48,286	638,466	661,471	682,856
養老ホーム(一般)	962	958	964	66,667	66,375	66,239
養老ホーム(盲)	912	909	915	63,753	63,511	63,375
特別養護老人ホーム ¹⁾	50	49	49	2,914	2,864	2,864
軽費老人ホーム(A型)	5,759	5,986	6,198	400,241	414,860	427,203
軽費老人ホーム(B型)	2,016	2,059	2,095	84,325	86,367	88,059
軽費老人ホーム(ケアハウス)	234	233	229	13,698	13,605	13,355
老人福祉センター(特A型)	32	31	31	1,467	1,450	1,463
老人福祉センター(A型)	1,750	1,795	1,835	69,160	71,312	73,241
老人福祉センター(B型)	2,260	2,234	2,228	.	.	.
老人福祉センター(C型)	260	260	267	.	.	.
老人福祉センター(D型)	1,569	1,545	1,527	.	.	.
老人福祉センター(E型)	431	429	434	.	.	.
老人デイサービスセンター ²⁾	21,893	23,882	25,505	.	.	.
老人介護支援センター ³⁾	6,664	7030	7,347	87,233	93,869	101,355
障害者支援施設等	4,878	4,195	3,949	.	.	.
障害者支援センター	.	2,233	2,898	.	15,508	30,329
地域活動支援センター	.	197	458	.	13,455	28,309
福祉ホム	.	1,859	2,267
福祉ホム	.	177	173	.	2,053	2,020
旧身体障害者福祉法による更生施設	1508	1,188	972	62,378	51,922	41,897
肢体不自由更生施設	81	63	47	5,045	3,645	2,577
視覚障害者更生施設	19	11	8	1,744	674	499
聴覚・言語障害者更生施設	3	2	2	160	60	60
内部障害者更生施設	7	6	5	501	401	371
身体障害者更生施設	499	455	389	27,712	25,795	21,824
身体障害者福祉ホーム	71	.	.	868	.	.
身体障害者入所授産施設	197	176	144	11,012	9,704	7,669
身体障害者通所授産施設	330	256	210	8,978	6,830	5,372
身体障害者小規模通所授産施設	265	193	147	4,589	3,476	2,568
身体障害者福祉工場	36	26	20	1,769	1,337	957
旧知的障害者福祉法による知的障害者更生施設	4,682	3,873	3,315	202,167	180,020	153,954
知的障害者デイサービスセンター	234
知的障害者入所更生施設	1,470	1,385	1,221	96,627	88,877	77,987
知的障害者通所更生施設	536	465	392	20,426	17,473	14,035
知的障害者通所授産施設	226	209	186	14,360	13,240	11,306
知的障害者通所授産施設	1,553	1,424	1,220	58,163	52,600	44,599
知的障害者小規模通所授産施設	405	243	166	6,846	4,180	2,807
知的障害者福祉通所	121	112	107	2,857	2,661	2,560
知的障害者福祉ホーム	68	.	.	874	.	.
知的障害者福祉工場	69	35	23	2,014	989	660
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による	1,697	935	782	25,542	19,819	16,373
精神障害者社会復帰施設	289	264	238	5,992	5,466	4,897
精神障害者生活訓練施設	241	109	112	3,645	2,199	2,249
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)	123	.	.	1,259	.	.
精神障害者福祉ホーム(B型)	118	109	112	2,386	2,199	2,249
精神障害者福祉施設(入所)	30	24	20	801	641	533
精神障害者授産施設(通所)	296	228	186	6,946	5,356	4,305
精神障害者小規模通所授産施設	395	298	216	7,645	5,837	4,121
精神障害者福祉工場	18	12	10	513	320	268
精神障害者地域生活支援センター	428
身体障害者社会参加支援施設	844	377	374	440	440	440
身体障害者福祉センター	243	223	221	.	.	.
身体障害者福祉センター(A型)	39	37	36	.	.	.
身体障害者福祉センター(B型)	204	186	185	.	.	.
在宅障害者更生施設	453
障害者更生センター	6	6	6	440	440	440
補装具製作施設	18	17	17	.	.	.
盲導犬訓練施設	9	10	10
点字図書館	73	74	73	.	.	.
点字出版物提供施設	13	13	12	.	.	.
聴覚障害者情報提供施設	29	34	35	.	.	.
婦人保護施設	49	49	48	1,426	1,429	1,359

施設の種類	施設数			定員		
	2006(平成18)年	2007(平成19)年	2008(平成20)年	2006(平成18)年	2007(平成19)年	2008(平成20)年
児童福祉施設	33,464	33,524	33,431	2,169,577	2,192,158	2,207,508
助産院	425	419	415
母子生活支援施設	120	121	121	3,707	3,727	3,710
児童養護施設	278	272	270	5,410	5,334	5,391
知的障害児施設	22,720	22,838	22,898	2,083,061	2,105,747	2,121,377
知的障害児通園施設	559	564	569	33,561	33,917	33,994
知的障害児施設	254	251	248	11,932	11,212	10,877
知的障害児通園施設	7	6	7	300	260	300
知的障害児施設	254	257	258	9,349	9,465	9,502
知的障害児施設	10	10	10	254	233	194
知的障害児施設	13	14	13	408	388	264
知的障害児施設	25	25	25	843	843	854
知的障害児施設	62	63	62	5,070	4,827	4,386
知的障害児施設	99	98	99	3,789	3,725	3,734
知的障害児施設	6	6	7	290	290	310
知的障害児施設	115	124	125	11,426	12,004	12,460
知的障害児施設	31	31	32	1,486	1,484	1,541
知的障害児施設	58	58	58	4,101	4,036	4,005
児童家庭支援センター	61	67	70	.	.	.
児童家庭支援センター	4,718	4,700	4,689	.	.	.
児童家庭支援センター	2,886	2,836	2,799	.	.	.
児童家庭支援センター	1,708	1,738	1,750	.	.	.
児童家庭支援センター	18	18	19	.	.	.
児童家庭支援センター	4	4	4	.	.	.
児童家庭支援センター	1	1	1	.	.	.
児童家庭支援センター	101	103	116	.	.	.
児童家庭支援センター	3,649	3,600	3,455	.	.	.
母子福祉施設	73	72	69
母子福祉施設	68	67	64	.	.	.
母子福祉施設	5	5	5
その他社会福祉施設	9,239	9,805	10,353	165,912	187,056	213,781
授産施設	113	78	75	4,043	2,572	2,496
授産施設	222	233	232	7,911	8,033	7,880
授産施設	24	22	21	493	440	400
授産施設	233	241	249
授産施設	1,187	1,181	1,160	.	.	.
授産施設	119	112	106	.	.	.
授産施設	813	748	690	30,310	28,030	26,070
授産施設	445	446	464	.	.	.
授産施設	4,079	4,041	3,923	.	.	.
授産施設	36	32	33
授産施設	1,968	2,671	3,400	123,155	147,981	176,935

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

- (注) 1. 「介護サービス施設・事業所調査」において、地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。
 2. 「介護サービス施設・事業所調査」において、認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。
 3. 「介護サービス施設・事業所調査」において、短期入所生活介護事業所として把握した数値である。
 4. 母子生活支援施設の定員は世帯数であり、定員の総数に含まない。
 5. 統計項目のあり得ない場合は、「・」としている。
 6. 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合は、「…」としている。

詳細データ②

社会福祉施設の措置費（運営費）負担割合

施設種別	措置権者（※1）	入所先施設の 区 分	措置費支弁者（※1）	費用負担			
				国	都道府県 指定都市 中核市	市	町村
保護施設	知事・指定都市長・中核市長	—	都道府県・指定都市・中核市	3/4	1/4	—	—
	市長（※2）		市	3/4	—	1/4	—
老人福祉施設	市町村長	—	市町村	—	—	10/10 （※4）	
婦人保護施設	知事	—	都道府県	5/10	5/10	—	—
児童福祉施設（※3）	知事・指定都市長・児童相談 所設置市長	—	都道府県・指定都市・児童相 談所設置市	1/2	1/2	—	—
母子生活支援施設 助産施設	市長（※2）	—	都道府県	1/2	1/2	—	—
		—	市	1/2	1/4	1/4	—
	知事・指定都市長・中核市長	都道府県立施設	都道府県・指定都市・中核市	1/2	1/2	—	—
保育所	市町村長	その他の施設	市町村	1/2	1/4	1/4	
身体障害者社会参加 支援施設（※5）	指定都市長・中核市長	—	指定都市・中核市	5/10	5/10	—	—
	市町村長		市町村	5/10	—	5/10	

- （注）※1. 母子生活支援施設、助産施設及び保育所は、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、従来の措置（行政処分）がそれぞれ母子保護の実施、助産の実施及び保育の実施（公法上の利用契約関係）に改められた。
- ※2. 福祉事務所を設置している町村の長を含む。福祉事務所を設置している町村の長の場合、措置費支弁者及び費用負担は町村となり、負担割合は市の場合と同じ。
- ※3. 小規模住居型児童養育事業所（以下、「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助事業所（以下、「自立援助ホーム」という。）を含み、保育所、母子生活支援施設、助産施設を除いた児童福祉施設。
- ※4. 老人福祉施設については、平成17年度より養護老人ホーム等保護費負担金が廃止・税源移譲されたことに伴い、措置費の費用負担は全て市町村（指定都市、中核市含む）において行っている。
- ※5. 改正前の身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更正援護施設」は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より「身体障害者社会参加支援施設」となった。